千葉県
選挙管理委員会
30. 5. 28
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成 29 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（じゆうみんしゅとうちばけんだいよんせんきょくしぶ）

1 政治団体の名称　自由民主党千葉県第四選挙区支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県船橋市湊町1-2-21　ｹｲｼﾞｲﾋﾞﾙ201号室

3 代表者の氏名　木村　哲也

4 会計責任者の氏名　田草川　勇

問合せ先

（担当者）田草川　勇

（電話）047-433-3088

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　木村　哲也
・公職の種類　衆議院小選挙区選出議員
（該当する方に○→）（現職）候補者
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（現職・候補者）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 8 6 0 6 0	2 9	3 0 0 5 2 8	¥ 34,139,911

✓
△
66

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）　注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0		74,	427,	501
①（前年からの繰越額）	0	2	0		18,	917,	041
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0		55,	510,	460
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		40,	287,	590
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		34,	139,	911

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0		1,	749,	000
員数	0	7	0			1,	083

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		4,	155,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		14,	856,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0		2,	240,	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0		21,	251,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		21,	251,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額				開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
				十億	百万	千	円			
			木村てつや君を国政に送る会		5,	800,	000	H29.11.11	千葉県船橋市本町7-11-1　船橋グランドホテル	
8	0	0	この頁の小計			5, 800,	000			
9	0	0	合計 D			5, 800,	000			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			自由民主党本部		2	000	000	H29.4.28	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	H29.7.31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		15	000	000	H29.8.29	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	H29.10.31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	H29.12.11	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	H29.12.25	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部			100	000	H29.10.3	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館909号室	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部			100	000	H29.10.4	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館506号室	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			100	000	H29.10.7	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館1105号室	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部			100	000	H29.10.10	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館1213号室	
			自由民主党富津市第一支部			10	000	H29.10.10	富津市数馬421-5	
			自由民主党千葉県支部連合会			300	000	H29.3.3	千葉市中央区市場町2-13	
			自由民主党千葉県支部連合会			500	000	H29.10.7	千葉市中央区市場町2-13	
			自由民主党本部			200	000	H29.12.12	東京都千代田区永田町1-11-23	
8	0	0	この頁の小計		26	410	000			
9	0	0	合計 F		26	410	000			

（その６）

（６）その他の収入

			摘要	金額 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
			車両売却代			300,	000	H29.3.3	
8	0	0	この頁の小計			300,	000		
8	1	0	１件10万円未満のもの				460		
9	0	0	合計 G			300,	460		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			川村　貢			225,	000		柏市塚崎1019-14	会社役員	
						25,	000	H29.3.3			
						25,	000	H29.3.31			
						25,	000	H29.5.1			
						25,	000	H29.6.5			
						25,	000	H29.7.4			
						25,	000	H29.9.7			
						25,	000	H29.10.4			
						25,	000	H29.11.10			
						25,	000	H29.12.1			
			木村　本治			800,	000		船橋市行田1-39-1	会社役員	
						200,	000	H29.5.31			
						200,	000	H29.7.3			
						200,	000	H29.7.18			
						200,	000	H29.8.28			
8	0	0	この頁の小計		1,	025,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計				0				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			徳田　孝一			240,	000		船橋市丸山4-52-10	会社役員	
						20,	000	H29.1.11			
						20,	000	H29.2.13			
						20,	000	H29.3.13			
						20,	000	H29.4.11			
						20,	000	H29.5.11			
						20,	000	H29.6.13			
						20,	000	H29.7.11			
						20,	000	H29.8.14			
						20,	000	H29.9.12			
						20,	000	H29.10.11			
						20,	000	H29.11.13			
						20,	000	H29.12.12	-		
			川村　貢			25,	000		柏市塚崎1019-14	会社役員	
						25,	000	H29.2.2			
8	0	0	この頁の小計			265,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計				0				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			木村　本治		2,	000,	000		船橋市行田1-39-1	会社役員	
					1,	000,	000	H29.9.20			
					1,	000,	000	H29.9.28			
			矢部　智之			100,	000	H29.10.5	船橋市市場3-12-34	司法書士	
			田中　襲			100,	000	H29.10.6	船橋市二宮2-5-16	会社役員	
			足立　純子			100,	000	H29.10.11	船橋市旭町3-16-14	会社役員	
			藤原　慎太郎			100,	000	H29.10.20	船橋市習志野台2-57-17	会社役員	
			織田　信幸			50,	000	H29.10.15	船橋市本町4-5-27	会社役員	
8	0	0	この頁の小計		2,	450,	000				
8	1	0	その他の寄附			415,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		4,	155,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億 百万 千 円				
	木村建設工業㈱	6,200,000		船橋市西船4-14-12	木村　本治	
		100,000	H29.1.20			
		100,000	H29.2.20			
		100,000	H29.3.21			
		100,000	H29.4.20			
		100,000	H29.5.22			
		100,000	H29.6.20			
		100,000	H29.7.20			
		100,000	H29.8.21			
		100,000	H29.9.20			
		100,000	H29.10.20			
		5,000,000	H29.10.30			
		100,000	H29.11.20			
		100,000	H29.12.20			
	木盛会	100,000	H29.1.20	船橋市西船4-14-12	糠信　雄司	
800	この頁の小計	6,300,000				
810	その他の寄附	0		→ ※ 下記注意(2)参照。		
900	合計	0		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			木盛会		1,100,000			船橋市西船4-14-12	糠信　雄司	
					100,000		H29.2.20			
					100,000		H29.3.21			
					100,000		H29.4.20			
					100,000		H29.5.22			
					100,000		H29.6.20			
					100,000		H29.7.20			
					100,000		H29.8.20			
					100,000		H29.9.20			
					100,000		H29.10.20			
					100,000		H29.11.20			
					100,000		H29.12.20			
			東武工業㈱		80,000			船橋市東船橋5-21-14	鶴岡　信彦	
					60,000		H29.2.20			
					20,000		H29.4.20			
8	0	0	この頁の小計		1,180,000					
8	1	0	その他の寄附			0	→	※ 下記注意（2）参照。		
9	0	0	合計			0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊥と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分			法人その他の団体	
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
			東武工業㈱			90,	000		船橋市東船橋5-21-14		鶴岡　信彦	
						20,	000	H29. 7. 20				
						10,	000	H29. 8. 21				
						30,	000	H29. 9. 20				
						30,	000	H29. 12. 20				
			相川トーヨー住器㈱			300,	000		船橋市湊町3-7-8		相川　一臣	
						60,	000	H29. 2. 20				
						30,	000	H29. 4. 20				
						30,	000	H29. 6. 20				
						50,	000	H29. 7. 20				
						30,	000	H29. 8. 21				
						20,	000	H29. 9. 20				
						20,	000	H29. 10. 20				
						60,	000	H29. 12. 20				
			㈱田中工務店			60,	000	H29. 2. 20	船橋市前原東3-9-2		田中　正宏	
8	0	0	この頁の小計			450,	000					
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。				
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱田中工務店			180,000		船橋市前原東3-9-2	田中　正宏	
						60,000	H29.4.20			
						30,000	H29.7.20			
						30,000	H29.8.21			
						60,000	H29.10.20			
			㈱進栄			310,000		千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野　茂春	
						60,000	H29.2.20			
						30,000	H29.4.20			
						30,000	H29.6.20			
						50,000	H29.7.20			
						30,000	H29.8.21			
						30,000	H29.9.20			
						60,000	H29.10.20			
						20,000	H29.12.20			
			㈱野間工務店			60,000	H29.12.20	八千代市八千代台北1-10-7	野間　馨	
8	0	0	この頁の小計			550,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱ﾀｶﾈｻﾞﾜﾅｲｿｳ工業			50,	000		柏市十余二287-663	高根沢　純一	
						30,	000	H29. 2. 20			
						20,	000	H29. 4. 20			
			㈲西川塗装店			270,	000		千葉市若葉区愛生町26-3	西川　昇	
						50,	000	H29. 2. 20			
						30,	000	H29. 4. 20			
						50,	000	H29. 6. 20			
						50,	000	H29. 7. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
						10,	000	H29. 9. 20			
						60,	000	H29. 10. 20			
			㈲エスケイエンジニアリング			80,	000		千葉市中央区村田町490-7	斉藤　馨	
						20,	000	H29. 2. 20			
						30,	000	H29. 5. 22			
						30,	000	H29. 6. 20			
8	0	0	この頁の小計			400,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			いすみ硝子建材㈱			150,	000		いすみ市大原1040	滝口　達也	
						30,	000	H29. 2. 20			
						20,	000	H29. 3. 21			
						30,	000	H29. 5. 22			
						20,	000	H29. 6. 20			
						20,	000	H29. 7. 20			
						30,	000	H29. 10. 20			
			㈱水上工務店			270,	000		埼玉県朝霞市東弁財2-12-2	水上　和彦	
						50,	000	H29. 2. 20			
						60,	000	H29. 4. 20			
						30,	000	H29. 6. 20			
						20,	000	H29. 7. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
						30,	000	H29. 9. 20			
						60,	000	H29. 10. 20			
8	0	0	この頁の小計			420,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			泰明工業㈱			230,	000		千葉市中央区星久喜886-1	秋山　俊美	
						30,	000	H29. 2. 20			
						30,	000	H29. 4. 20			
						60,	000	H29. 8. 21			
						30,	000	H29. 9. 20			
						60,	000	H29. 10. 20			
						20,	000	H29. 12. 20			
			㈱栄広			60,	000		習志野市東習志野5-7-11	村上　陸英	
						30,	000	H29. 2. 20			
						30,	000	H29. 3. 21			
			㈲建国兄父建具			120,	000		四街道市さちが丘1-22-14	兄父　能伸	
						30,	000	H29. 2. 20			
						50,	000	H29. 5. 22			
						20,	000	H29. 7. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
8	0	0	この頁の小計			410,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）								寄　附　者　の　区　分		法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱サンレー			320,	000		流山市南流山1-3-2	阿部　善信	
						30,	000	H29. 2. 20			
						60,	000	H29. 4. 20			
						30,	000	H29. 7. 20			
						50,	000	H29. 8. 21			
						30,	000	H29. 9. 20			
						60,	000	H29. 10. 20			
						60,	000	H29. 12. 20			
			宮原建工㈱			200,	000		船橋市南本町1-12	宮原　茂	
						30,	000	H29. 2. 20			
						60,	000	H29. 3. 21			
						30,	000	H29. 4. 20			
						60,	000	H29. 10. 20			
						20,	000	H29. 12. 20			
			㈱西村組			60,	000	H29. 12. 20	我孫子市新々田105-1	西村　辰博	
8	0	0	この頁の小計			580,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱幸和興業			80,000		山武郡九十九里町小関2253	酒井　政勝	
						30,000	H29.2.20			
						20,000	H29.4.20			
						20,000	H29.9.20			
						10,000	H29.12.20			
			糠信瀝青㈱			160,000		船橋市藤原6-27-3	糠信　雄司	
						20,000	H29.2.20			
						50,000	H29.3.21			
						20,000	H29.4.20			
						30,000	H29.8.21			
						20,000	H29.9.20			
						20,000	H29.10.20			
			永大リーズシステム㈱			70,000		東京都江戸川区中央4-17-11	大日向　かおる	
						50,000	H29.2.20			
						20,000	H29.10.20			
8	0	0	この頁の小計			310,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分		法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲フクショウ			50,	000		千葉市花見川区幕張本郷4-7-13	福田　隆一	
						10,	000	H29. 2. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
						10,	000	H29. 10. 20			
						10,	000	H29. 12. 20			
			小野寺建築測量㈱			50,	000		市川市大野町2-1884-30	小野寺　吉憲	
						10,	000	H29. 2. 20			
						10,	000	H29. 5. 22			
						10,	000	H29. 6. 20			
						10,	000	H29. 8. 21			
						10,	000	H29. 9. 20			
			㈲壮陽電設			50,	000		船橋市西船1-1-17	秋山　壮	
						30,	000	H29. 2. 20			
						20,	000	H29. 6. 20			
			㈱平成建設工業			60,	000	H29. 12. 20	船橋市滝台2-6-13	近藤　勇	
8	0	0	この頁の小計			210,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲大謙興業			280,000		柏市坂戸480-19	大塚　友信	
						30,000	H29.2.20			
						30,000	H29.3.21			
						10,000	H29.4.20			
						30,000	H29.5.22			
						20,000	H29.6.20			
						30,000	H29.7.20			
						30,000	H29.8.21			
						20,000	H29.9.20			
						20,000	H29.10.20			
						60,000	H29.12.20			
			㈲剱持建設			120,000		船橋市西船3-7-6-808	剱持　浩二	
						30,000	H29.2.20			
						60,000	H29.6.20			
						30,000	H29.7.20			
8	0	0	この頁の小計			400,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→	※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計			0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲川村左官工業 ／			160,	000		柏市塚崎1019-14	川村　貢	
						20,	000	H29. 5. 22			
						20,	000	H29. 6. 20			
						30,	000	H29. 7. 20			
						30,	000	H29. 8. 21			
						20,	000	H29. 9. 20			
						20,	000	H29. 10. 20			
						20,	000	H29. 12. 20			
			㈲コバヤシ ／			100,	000		千葉市中央区今井2-12-1-601	小林　一範	
						30,	000	H29. 3. 21			
						30,	000	H29. 4. 20			
						20,	000	H29. 10. 20			
						20,	000	H29. 12. 20			
			㈱藤吉			30,	000		東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田　吉昭	
						30,	000	H29. 3. 21			
8	0	0	この頁の小計			290,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱藤吉			90,000		東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田　吉昭	
						30,000	H29.5.22			
						20,000	H29.6.20			
						30,000	H29.8.21			
						10,000	H29.12.20			
			丸井産業㈱			80,000		船橋市高根町66-5	下瀬　ゆみ子	
						30,000	H29.3.21			
						20,000	H29.4.20			
						20,000	H29.5.22			
						10,000	H29.12.20			
			光孝建設㈱			120,000		千葉市花見川区畑町2881	坂本　孝之	
						30,000	H29.4.20			
						30,000	H29.8.21			
						30,000	H29.9.20			
						30,000	H29.10.20			
8	0	0	この頁の小計			290,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			光孝建設㈱			30,000	H29.12.20	千葉市花見川区畑町2881	坂本　孝之	
			㈱日東			90,000		千葉市緑区古市場町474-290		
						20,000	H29.4.20			
						50,000	H29.6.20			
						20,000	H29.7.20			
			㈱モリカワ板金			70,000		野田市下三ヶ尻42	森川　文明	
						10,000	H29.6.20			
						60,000	H29.7.20			
			㈱ハマダ			330,000		木更津市潮見4-14-9	四宮　清志	
						50,000	H29.2.20			
						60,000	H29.9.20			
						20,000	H29.10.20			
						100,000	H29.10.11			
						100,000	H29.10.23			
			㈱アロー企画			200,000	H29.10.28	船橋市本町4-4-6	矢渡　清英	
8	0	0	この頁の小計			720,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲創装			190,000		柏市大島田625-27	遠藤　靖基	
						30,000	H29. 3. 21			
						30,000	H29. 4. 20			
						30,000	H29. 5. 22			
						30,000	H29. 6. 20			
						20,000	H29. 7. 20			
						30,000	H29. 8. 21			
						20,000	H29. 9. 20			
			㈱内建装			120,000		船橋市二和東6-2-1-202	渡辺　浩貴	
						50,000	H29. 3. 21			
						60,000	H29. 6. 20			
						10,000	H29. 10. 20			
			㈲川村左官工業			60,000		柏市塚崎1019-14	川村　貢	
						30,000	H29. 3. 21			
						30,000	H29. 4. 20			
8	0	0	この頁の小計			370,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分			法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			阿部興業㈱			60,	000		千葉市中央区浜野町959-1	阿部　清英	
						30,	000	H29. 4. 20			
						20,	000	H29. 6. 20			
						10,	000	H29. 7. 20			
			㈱小黒組			220,	000		東京都江東区亀戸2-17-15	千代田　則雄	
						60,	000	H29. 3. 21			
						30,	000	H29. 4. 20			
						20,	000	H29. 7. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
						20,	000	H29. 9. 20			
						50,	000	H29. 10. 20			
						20,	000	H29. 12. 20			
			安達鉄工㈱			360,	000		柏市大島田137	安達　俊浩	
						180,	000	H29. 4. 5			
						180,	000	H29. 10. 31			
8	0	0	この頁の小計			640,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→	※ 下記注意（2）参照。		
9	0	0	合計				0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体			
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱日本機材			120,	000		東金市滝1-1	内山　清士	
						20,	000	H29. 2. 20			
						20,	000	H29. 4. 20			
						20,	000	H29. 6. 20			
						20,	000	H29. 7. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
						10,	000	H29. 10. 20			
						10,	000	H29. 12. 20			
			㈲五栄工業			120,	000		白井市河原子字大割251-2	佐藤　尚幸	
						30,	000	H29. 2. 20			
						10,	000	H29. 4. 20			
						20,	000	H29. 5. 22			
						20,	000	H29. 6. 20			
						20,	000	H29. 7. 20			
						20,	000	H29. 8. 21			
8	0	0	この頁の小計			240,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合　計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈲五栄工業			30,000		白井市河原子字大割251-2	佐藤　尚幸	
						20,000	H29.9.20			
						10,000	H29.12.20			
			㈲金親商店　／			90,000		船橋市本町2-26-23	金親　功始	
						10,000	H29.2.20			
						10,000	H29.4.20			
						10,000	H29.5.22			
						20,000	H29.6.20			
						10,000	H29.8.21			
						10,000	H29.9.20			
						10,000	H29.10.20			
						10,000	H29.12.20			
			医療法人社団　碩成会			40,000		八千代市島田台887-7	山本　硬	
						20,000	H29.1.31			
						20,000	H29.2.28			
8	0	0	この頁の小計			160,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額（十億／百万／千／円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			医療法人社団　碩成会	60,000		八千代市島田台887-7	山本　硬	
				20,000	H29. 3. 31			
				20,000	H29. 4. 28			
				20,000	H29. 5. 31			
			日本会議八千代支部	101,000	H29. 10. 15	八千代市村上1540	清宮　弘行	
8	0	0	この頁の小計	161,000				
8	1	0	その他の寄附	775,000				
9	0	0	合計	14,856,000				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

（その７－３）　**政治団体**

（7）寄　附　の　内　訳　（政治団体）								寄　附　者　の　区　分	政治団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			船橋薬剤師連盟			100,	000	H29. 10. 4	船橋市北本町1-16-55	土居　純一	
			千葉県歯科医師連盟船橋支部			50,	000	H29. 10. 5	船橋市北本町1-16-55	尾崎　隆	
			千葉県薬剤師連盟			100,	000	H29. 10. 6	千葉市中央区問屋町9-2	麻生　忠男	
			千葉県柔道整復師連盟			50,	000	H29. 10. 9	千葉市中央区末広3-21-6	高橋　政夫	
			神道政治連盟千葉県本部			50,	000	H29. 10. 10	千葉市中央区都町1117-23	常盤　映彦	
			千葉県医師連盟船橋支部			500,	000	H29. 10. 12	船橋市北本町1-16-55	玉元　弘次	
			千葉県宅建政治連盟			300,	000	H29. 10. 12	千葉市中央区中央港1-17-3	見川　和正	
			千葉県トラック運送業政治連盟			50,	000	H29. 10. 14	千葉市美浜区新港212-10	角田　正一	
			千葉県医師連盟船橋支部			100,	000	H29. 10. 18	船橋市北本町1-16-55	玉元　弘次	
			千葉県医師連盟			500,	000	H29. 10. 18	千葉市中央区千葉港4-1	田畑　陽一郎	
			千葉県宅建政治連盟			150,	000	H29. 10. 11	千葉市中央区中央港1-17-3	見川　和正	
			千葉県歯科医師連盟			200,	000	H29. 10. 10	千葉市美浜区新港32-17	宮吉　正人	
8	0	0	この頁の小計		2,	150,	000				
8	1	0	その他の寄附			90,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計		2,	240,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表 (その5) へ記載し、本表には計上しないこと。
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費					十億 百万 千 円	
	(1) 人件費	0	1	0	7,841,353	
	(2) 光熱水費	0	2	0	472,168	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	3,044,230	
	(4) 事務所費	0	4	0	5,027,796	
	小計 ((1)～(4))	8	0	0	16,385,547	
2 政治活動費					十億 百万 千 円	
	(1) 組織活動費	0	5	0	4,889,196	
	(2) 選挙関係費	0	6	0	2,340,758	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	7,470,149	
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0		※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	5,466,247	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	2,003,902	
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0		
	(4) 調査研究費	1	2	0	141,940	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	9,060,000	
	(6) その他の経費	1	4	0		
	小計 ((1)～(6))	8	0	1	23,902,043	うち本部・支部間の交付金合計 1,000,000 円
合計		9	0	0	40,287,590	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-1）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
水道光熱費	29,550	H29.1.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	39,500	H29.2.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	36,576	H29.3.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	29,918	H29.4.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	29,924	H29.5.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	21,508	H29.6.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	25,788	H29.7.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	33,020	H29.8.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	30,076	H29.9.29	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	32,740	H29.10.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	20,290	H29.11.3	東京電力エナジーパートナー	東京都港区海岸1-4-1	
水道光熱費	29,780	H29.11.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費	29,110	H29.12.29	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
この頁の小計	387,780				
その他の支出	84,388				
合計	472,168				

→ ※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
リース車両費	51,732	H29.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード	77,303	H29.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費	51,732	H29.2.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード	79,553	H29.2.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
給紙ローラー代	10,430	H29.2.14	フィット・システム・サービス	和歌山県岩出市金池248-1	
電話バッテリー	21,600	H29.2.28	㈱ジャパンオプト	佐倉市井野1436-1-302	
リース車両費	51,732	H29.3.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード	82,179	H29.3.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
事務用品	10,069	H29.3.31	㈱大塚商会	船橋市葛飾町2-340	
リース車両費	51,732	H29.4.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード	58,308	H29.4.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
社用車整備代	23,598	H29.4.28	トヨタカローラ千葉㈱	千葉市美浜区幸町1-6-3	
リース車両費	51,732	H29.5.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計	621,700				
その他の支出	0				
合計	0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリンカード			91,	949	H29. 5. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
PC修理代			54,	000	H29. 5. 11	㈱オフィス24	東京都新宿区西新宿6-22-1	
リース車両費			51,	732	H29. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			89,	610	H29. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			51,	732	H29. 7. 3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			93,	417	H29. 7. 3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			51,	732	H29. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			75,	580	H29. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			51,	732	H29. 9. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			100,	350	H29. 9. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
旗代			19,	440	H29. 9. 26	㈱三上旗店	東京都中央区日本橋馬喰町1-12-6	
コピー機カウンター料金			13,	652	H29. 9. 27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5　6階	
消耗品代			10,	873	H29. 10. 1	ヤマイチ　船橋店	船橋市本町4-38-28	
この頁の小計			755,	799				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
リース車両費			51,	732	H29.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			104,	346	H29.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			16,	130	H29.10.27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
社用車整備代			14,	791	H29.10.31	トヨタカローラ千葉㈱いちば通店	船橋市市場3-17-8	
事務用品			21,	293	H29.10.31	㈱大塚商会	船橋市葛飾町2-340	
リース車両費			51,	732	H29.11.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			100,	326	H29.11.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
写真現像費			11,	340	H29.11.17	５５station船橋本店	船橋市本町1-7-6	
議員記章（予備）			32,	400	H29.11.17	衆議院	東京都千代田区永田町2-1-1-2	
コピー機カウンター料金			22,	853	H29.11.27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
事務用品			154,	083	H29.11.30	㈱大塚商会	船橋市葛飾町2-340	
事務所排水設備			91,	800	H29.11.30	㈱サンレー	流山市宮園2-2-23	
消耗品代			12,	960	H29.11.30	㈱サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
この頁の小計			685,	786				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
備品代			66,182	H29.12.4	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座-10-6	
リース車両費			51,732	H29.12.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			147,254	H29.12.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			17,610	H29.12.27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5　6階	
消耗品代			11,232	H29.12.29	㈱サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務用品			161,309	H29.12.29	㈱大塚商会	船橋市葛飾町2-340	
この頁の小計			455,319				
その他の支出			525,626				
合計			3,044,230				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金11月分			17,	859	H29. 1. 4	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29. 1. 4	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			25,	953	H29. 1. 4	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
保険料			25,	900	H29. 1. 13	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	
切手代			10,	798	H29. 1. 20	船橋本町郵便局	船橋市本町4-37-12	
社用車保険料			10,	500	H29. 1. 26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
馬込事務所賃料			50,	000	H29. 1. 31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
湊町事務所管理費			21,	600	H29. 1. 31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
西船橋駐車場			13,	000	H29. 1. 31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29. 1. 31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
駐車場代			12,	000	H29. 1. 31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
事務所家賃			86,	400	H29. 1. 31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
電話料金			25,	426	H29. 1. 31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
この頁の小計			355,	172				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料金			20,	736	H29.1.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			26,	366	H29.1.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
社用車修理代			100,	000	H29.2.8	自動車整備サカモト	船橋市芝山4-31-5	
社用車保険料			10,	500	H29.2.27	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金			21,	640	H29.2.28	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.2.28	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			26,	667	H29.2.28	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
駐車場代			12,	000	H29.2.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H29.2.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29.2.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
事務所家賃			86,	400	H29.2.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.2.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,	000	H29.2.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
この頁の小計			444,	645				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
社用車保険料			10,500	H29.3.27	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金			16,579	H29.3.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,736	H29.3.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			30,436	H29.3.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
駐車場代			35,000	H29.3.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
駐車場代			12,000	H29.3.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,000	H29.3.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
事務所家賃			86,400	H29.3.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
湊町事務所管理費			21,600	H29.3.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,000	H29.3.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
駐車場契約			19,440	H29.3.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
顧問料			19,558	H29.3.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市葛飾町2-341-3	
社用車保険料			10,500	H29.4.26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
この頁の小計			345,749				
その他の支出			0				
合計			0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
切手代			10,	612	H29.4.27	船橋芝山郵便局	船橋市芝山3-10-6	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.4.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,	000	H29.4.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
駐車場代			12,	000	H29.4.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H29.4.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29.4.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
事務所家賃			86,	400	H29.4.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
電話料金			20,	237	H29.5.1	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.5.1	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			29,	258	H29.5.1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
社用車保険料			10,	500	H29.5.26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金			20,	274	H29.5.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.5.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
この頁の小計			350,	353				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
携帯通話料			26,	260	H29.5.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.5.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,	000	H29.5.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
駐車場代			12,	000	H29.5.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H29.5.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29.5.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H29.5.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
事務所家賃			86,	400	H29.5.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
社用車税金			39,	600	H29.6.1	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
発送料			23,	410	H29.6.23	船橋東郵便局	船橋市習志野台2－50－12	
社用車保険料			10,	500	H29.6.26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金			25,	331	H29.6.30	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.6.30	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
この頁の小計			376,	837				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
携帯通話料			26,	908	H29.6.30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
西船橋駐車場			13,	000	H29.6.30	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.6.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,	000	H29.6.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
駐車場代			12,	000	H29.6.30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
事務所家賃			86,	400	H29.6.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
駐車場代			35,	000	H29.6.30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H29.6.30	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
コピー機引揚費用			16,	200	H29.7.4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
PHS代			11,	555	H29.7.26	セディナ（ワイモバイル）	東京都江東区新砂1-8-2　東水エビル７Ｆ	
社用車保険料			10,	500	H29.7.26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金			22,	898	H29.7.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.7.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
この頁の小計			339,	797				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-3）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
携帯通話料			25,	783	H29.7.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
労働保険年度更新手数料			24,	448	H29.7.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市葛飾町2-341-3	
監査報告書作成手数料			108,	000	H29.7.31	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
駐車場代			12,	000	H29.7.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H29.7.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29.7.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H29.7.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
事務所家賃			86,	400	H29.7.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.7.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,	000	H29.7.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
社用車保険料			10,	500	H29.8.28	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金			16,	924	H29.8.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.8.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易センタービル	
この頁の小計			437,	391				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
携帯通話料			27,	496	H29.8.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.8.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
馬込事務所賃料			50,	000	H29.8.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
西船橋駐車場			13,	000	H29.8.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			12,	000	H29.8.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
事務所家賃			86,	400	H29.8.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
高架下駐車場			13,	000	H29.8.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
駐車場代			35,	000	H29.8.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
発送料			13,	720	H29.9.5	船橋習志野台五郵便局	船橋市習志野台5-20-8	
社用車保険料			10,	500	H29.9.26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務用品			10,	158	H29.9.29	㈱大塚商会	船橋市葛飾町2-340	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.9.29	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
事務所管理費			86,	400	H29.9.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			400,	874				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
駐車場代			12,	000	H29. 9. 29	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
駐車場代			35,	000	H29. 9. 29	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H29. 9. 29	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
高架下駐車場			13,	000	H29. 9. 29	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
電話料金			16,	030	H29. 10. 2	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29. 10. 2	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			27,	650	H29. 10. 2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
社用車保険料			10,	500	H29. 10. 26	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話新設工事代			22,	853	H29. 10. 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
電話料金			18,	315	H29. 10. 31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29. 10. 31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			31,	794	H29. 10. 31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
西船橋駐車場			13,	000	H29. 10. 31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
この頁の小計			254,	614				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
駐車場代			12,	000	H29.10.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
駐車場代			35,	000	H29.10.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H29.10.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
事務所家賃			86,	400	H29.10.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.10.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
事務所備品レンタル代			383,	400	H29.10.31	写光レンタル販売㈱	東京都目黒区原町2-6-17	
事務所内仮設工事			162,	000	H29.10.31	㈲剱持建設	船橋市西船3-7-6	
発送料			12,	300	H29.11.2	船橋習志野台五郵便局	船橋市習志野台5-20-8	
電話代			25,	572	H29.11.20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話料金			22,	493	H29.11.30	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H29.11.30	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
携帯通話料			26,	422	H29.11.30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.11.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
この頁の小計			842,	523				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
馬込事務所撤退費用			79,	100	H29.11.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
駐車場代			12,	000	H29.11.30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H29.11.30	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29.11.30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H29.11.30	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
事務所家賃			86,	400	H29.11.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
検見川駐車場			15,	120	H29.12.25	三和住販㈱	千葉市稲毛区穴川3-1-24	
賠償責任保険料			25,	900	H29.12.29	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
顧問料			19,	558	H29.12.29	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
湊町事務所管理費			21,	600	H29.12.29	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
高架下駐車場			13,	000	H29.12.29	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
駐車場代			12,	000	H29.12.29	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
事務所家賃			86,	400	H29.12.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			432,	078				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
西船橋駐車場			13,	000	H29. 12. 29	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			35,	000	H29. 12. 29	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
この頁の小計			48,	000				
その他の支出			399,	763				
合計			5, 027,	796				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (組織対策費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
後援会打合せ			23,	573	H29.4.24	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
組織対策費			66,	000	H29.5.10	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
選対会議			183,	301	H29.10.31	船橋グランドホテル	船橋市本町7-11-1	
この頁の小計			272,	874				
その他の支出				0				
合計			272,	874				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費			15,	000	H29.1.5	㈱千葉日報	千葉市中央区中央4-14-10	
会費			12,	000	H29.1.24	千葉県美容業環境衛生同業組合船橋支部	千葉市花見川区幕張本郷1-22-6	
会費			30,	000	H29.2.5	斉藤守後援会	船橋市市場5-1-21	
会費			12,	000	H29.2.10	実践倫理宏正会	東京都千代田区九段北1-14-1	
会費			30,	000	H29.3.31	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費			12,	000	H29.4.13	翼の会	船橋市薬園台3-20-1　習志野駐屯地	
会費			40,	000	H29.5.22	衆議院議員白須賀貴樹事務所	東京都千代田区永田町2-2-1 1122	
会費			50,	000	H29.6.5	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13	
会費			20,	000	H29.6.8	日本環境共生学会本部事務局	愛知県日進市岩崎町阿良池12.	
会費			20,	000	H29.6.12	あなたが誇れる日本を語る会	千葉市中央区中央4-13-31	
会費			100,	000	H29.10.2	豊田としろう事務所	八千代市大和田新田348	
会費			20,	000	H29.10.26	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1　1105	
会費			20,	000	H29.11.6	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13	
この頁の小計			381,	000				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費			20,	000	H29.11.20	至幸会	東京都千代田区永田町2-1-2	
会費			20,	000	H29.11.20	佐藤正久後援会	東京都新宿区市谷本村町3-20　4F	
会費			20,	000	H29.11.27	自由民主党千葉県第十一選挙区支部事務局	茂原市木崎284-10	
会費			20,	000	H29.11.30	滝田　敏幸事務所	印西市木下1521-125	
この頁の小計			80,	000				
その他の支出		1,	160,	700				
合計		1,	621,	700				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			30	450	H29.1.14	㈲國之家	成田市仲町390	
交際費			13	674	H29.1.25	美福苑　船橋店	船橋市中野木1-5-1	
交際費			10	800	H29.2.7	居酒屋　桂	船橋市前貝塚540-10	
交際費			11	991	H29.2.8	PGMプロパティーズ㈱	東京都台東区東上野1-14-7	
交際費			49	280	H29.2.17	ビストロゾンビーズ	千葉市花見川区幕張本郷1-3-11	
交際費			10	370	H29.2.22	焼肉ぐろーばる	船橋市葛飾町2-380-2	
交際費			14	752	H29.3.8	鳥元　西船橋店	船橋市西船4-27-2	
交際費			12	940	H29.3.20	焼肉ぐろーばる	船橋市葛飾町2-380-2	
交際費			26	870	H29.3.21	㈱本とさや	東京都台東区西浅草3-1-9	
交際費			15	000	H29.3.22	武	船橋市本町2-27-17	
交際費			12	960	H29.3.22	東京ベイ舞浜ホテルクラブリゾート	浦安市舞浜1-7	
交際費			26	000	H29.4.8	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			12	230	H29.4.9	焼肉ぐろーばる	船橋市葛飾町2-380-2	
この頁の小計			247	317				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
手土産代			13,	476	H29.4.24	河内屋酒販㈱	船橋市北本町1-3-1	
交際費			11,	368	H29.5.8	桂林餃子　満足	習志野市大久保1-23-11	
プレー代			14,	908	H29.5.15	中山カントリークラブ	八千代市桑橋1299	
交際費			15,	000	H29.5.17	酒菜　阿呍	東京都台東区上野5-26-5	
交際費			23,	300	H29.5.20	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			11,	920	H29.5.23	香香刀削面	船橋市湊町2-1-21	
交際費			11,	586	H29.5.26	日本海庄や　行徳駅前店	市川市行徳駅前1-26-13	
交際費			12,	237	H29.6.24	焼肉スエヒロ館　美浜幸町店	千葉市美浜区幸町2-7-2	
交際費			19,	116	H29.6.27	焼肉　丸い月	船橋市本町4-39-6	
交際費			23,	500	H29.6.28	大龍	船橋市本町2-27-20	
交際費			14,	350	H29.7.1	焼肉ぐろーばる	船橋市葛飾町2-380-2	
ゴルフ代			80,	000	H29.6.30	船橋市自衛隊協力会	船橋市薬園台3-20-1　習志野駐屯地	
交際費			15,	900	H29.7.12	和み	船橋市前貝塚537-1	
この頁の小計			266,	661				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			12,	960	H29.7.14	東京ベイ舞浜ホテルクラブリゾート	浦安市舞浜1-7	
ゴルフ代			16,	040	H29.7.19	泉カントリー倶楽部	印西市吉田456	
交際費			16,	716	H29.7.24	帝国ホテル	東京都千代田区内幸町1-1-1	
交際費			10,	618	H29.7.24	サッポロビール千葉ビール園	船橋市高瀬町２	
ゴルフ代			20,	540	H29.7.25	鷹之台カンツリー倶楽部	千葉市花見川区横戸町1501	
交際費			13,	304	H29.8.2	ホテル　ザ・マンハッタン	千葉市美浜区ひび野2-10-1	
交際費			17,	880	H29.8.4	香香刀削面	船橋市湊町2-1-21	
交際費			10,	152	H29.8.14	磯のがってん寿司　船橋夏見台店	船橋市夏見台3-12-10	
交際費			11,	448	H29.8.15	照月苑	船橋市西船4-16-1	
交際費			10,	920	H29.9.4	香香刀削面	船橋市湊町2-1-21	
交際費			19,	750	H29.9.22	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			10,	938	H29.10.9	ヤマイチ　船橋店	船橋市本町4-38-28	
交際費			30,	888	H29.10.24	ホテルニューオータニ幕張	千葉市美浜区ひび野2-120-3	
この頁の小計			202,	154				
その他の支出				0				
合計				0				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			15	162	H29.10.30	菓子工房アントレ	船橋市海神6-8-2	
交際費			36	170	H29.11.11	伊勢や船橋	船橋市本町4-5-18	
交際費			17	755	H29.11.18	なりのて	東京都杉並区阿佐谷北1-36-3	
交際費			20	000	H29.11.24	伸幸	船橋市本町4-5-18	
交際費			66	760	H29.12.18	香香刀削面	船橋市湊町2-1-21	
交際費			31	500	H29.12.28	黒羽三郎音楽事務所	船橋市西船2-19-1-207	
交際費			11	944	H29.12.29	桃太郎　上野店	東京都台東区上野2-12-7	
この頁の小計			199	291				
その他の支出			725	949				
合計		1	641	372				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (交通費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ETC代			51,	230	H29.1.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			21,	740	H29.2.6	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			47,	350	H29.3.6	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			21,	580	H29.4.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			32,	680	H29.5.8	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			37,	720	H29.6.5	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			35,	930	H29.7.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			40,	130	H29.8.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			30,	500	H29.9.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			29,	200	H29.10.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			46,	680	H29.11.6	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
代行代			11,	200	H29.11.11	㈱アルファ	船橋市北本町2-40-1	
この頁の小計			405,	940				
その他の支出			947,	310				
合計		1,	353,	250				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (選挙関係費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
政見放送ビデオ制作費	830,000	H29.10.10	千葉テレビ放送㈱	千葉市中央区都町1-1-25	
ジャンパー代	221,540	H29.10.13	ランドマーク物流センター	東京都品川区勝島1-4-11	
チラシ代	497,038	H29.10.31	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代	88,776	H29.11.7	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
印刷物一式	703,404	H29.12.29	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
この頁の小計	2,340,758				
その他の支出	0				
合計	2,340,758				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 (4)．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシ代			11,	232	H29.1.10	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
ワッポン代			15,	920	H29.1.31	一栄㈱	愛知県名古屋市西区あし原町245	
名刺代			108,	000	H29.1.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代			31,	180	H29.2.17	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			20,	952	H29.3.8	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			15,	012	H29.4.13	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			20,	315	H29.6.6	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			13,	716	H29.7.6	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			41,	969	H29.8.7	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
ポスティング代金			500,	000	H29.9.13	㈱ポストウェイ	東京都墨田区江東橋2-3-10　倉持ビルディング第一　6階	
ポスティング代金			500,	000	H29.10.25	㈱ポストウェイ	東京都墨田区江東橋2-3-10　倉持ビルディング第一　6階	
ポスティング代金			738,	720	H29.10.31	㈱ライナー広告社	松戸市松飛台477番地	
ポスティング代金			692,	830	H29.10.31	㈱ポストウェイ	東京都墨田区江東橋2-3-10　倉持ビルディング第一　6階	
この頁の小計		2,	709,	846				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 (4)．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
選挙印刷物一式	2,274,350	H29.10.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
ポスティング代金	466,344	H29.11.30	㈱ポストウェイ	東京都墨田区江東橋2-3-10　倉持ビルディング第一　6階	
この頁の小計	2,740,694				
その他の支出	15,707				
合計	5,466,247				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費 2．選挙関係費 3．機関紙誌の発行事業費 4．宣伝事業費 5．その他の事業費 (6.)調査研究費 7．寄附・交付金 8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (調査研究費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
調査研究の為	130,000	H29.9.14	サンエイ航空サービス(有)	船橋市南本町3-9	
この頁の小計	130,000				
その他の支出	11,940				
合計	141,940				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　（７）．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （寄付・交付金）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付金	100,000	H29.1.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.2.24	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.3.24	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.4.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.5.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.6.23	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.7.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.8.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.9.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
寄付金	100,000	H29.10.25	新時代社会システム研究会	千葉県銚子市余山町556番地	
交付金	100,000	H29.10.4	自由民主党千葉県船橋市第三支部	船橋市市場5-1-21	
交付金	900,000	H29.10.6	自由民主党千葉県船橋市第三支部	船橋市市場5-1-21	
寄付金	50,000	H29.3.17	内田えつし後援会	千葉県浦安市堀江3-22-1	
この頁の小計	2,050,000				
その他の支出	0				
合計	0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （寄付・交付金）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付金	7,000,000	H29.10.10	木村哲也	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計	7,000,000				
その他の支出	10,000				
合計	9,060,000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称： 木村てつや君を国政に送る会 ）				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷物作成代	412,560	H29.8.31	アドユニバース㈱	千葉県千葉市中央区新千葉3-1-7	
会場代	1,542,418	H29.11.30	船橋グランドホテル	船橋市本町7-11-1	
会場生花代	48,924	H29.11.30	フラワーラボデイジーヒル	船橋市宮本4-2-13	
この頁の小計	2,003,902				
その他の支出	0				
900 合計	2,003,902				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄付・交付金			100,	000	H29.10.4	自由民主党千葉県船橋市第三支部	船橋市市場5-1-21	
			寄付・交付金			900,	000	H29.10.6	自由民主党千葉県船橋市第三支部	船橋市市場5-1-21	
8	0	0	この頁の小計		1,	000,	000				
9	0	0	合計		1,	000,	000				

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑領収書等の写し

☑政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年5月25日

政治団体の名称　**自由民主党千葉県第四選挙区支部**

会計責任者の氏名　**田草川　勇**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成３０年　５月２３日

自由民主党千葉県第四選挙区支部
　代表　木村　哲也　殿

登録政治資金監査人　松井　克己
登　録　番　号　第　４８３３　号
研修修了年月日　平成２７年3月１９日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党千葉県第四選挙区支部の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、自由民主党千葉県第四選挙区支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

（別記）

（１）別添の「領収書等亡失等一覧表」

３　業務制限

自由民主党千葉県第四選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第四選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上